

## 日本標準産業分類（総務省）からみた事業区分一覧

日本標準産業分類（総務省）における業種分類と簡易課税制度における事業区分の関係を示すとのおおむね次表のとおりとなります。

ただし、日本標準作業分類は、各事業所の事業の種類を主たる事業で分類するものであり、これに対して簡易課税制度における事業区分の判定は、課税資産の譲渡等ごとに行うこととなっています。

したがって、この表の「事業区分」欄は、各業種分類における一般的な事業として行われる課税資産の譲渡等の事業区分を目安として示したものであり、必ずしも、この表の事業区分どおりではない場合がありますのでご注意ください。

### 大分類【A－農業、林業】

中分類	小分類	事業区分	留意事項及び具体的な取扱い
農 業 [01]	011 耕種農業	第三種事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農業従事者が他の農業従事者の田植え、稲刈り等を手伝う場合には第四種事業に該当する。</li> <li>○ 観光果樹園を併設し、入園料を受領してもぎ取り食用とさせる事業も第三種事業に該当する。</li> <li>○ 育成中の牛の売却は第三種事業に該当し、事業用資産である乳牛の売却は第四種事業に該当する。</li> </ul>
	012 畜産農業		
	013 農業サービス業（園芸サービス業を除く）	おおむね 第四種事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農業用水供給事業は第三種事業に該当する。</li> <li>○ 土地改良区が行う土地改良事業は第三種事業に該当し、国等からの委託により行う調査設計業務等は第五種事業に該当する。</li> <li>○ 牛馬を預かり、請負により牛馬の育成を行う事業も第四種事業に該当する。</li> </ul>
	014 園芸サービス業		
林 業 [02]	021 育林業	第三種事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 林業従事者が他の林業従事者の下草刈り、炭焼き、丸太の皮剥ぎ等を手伝う場合は第四種事業に該当する。</li> <li>○ 天然きのこや松茸の採取も第三種事業に該当する。</li> </ul>
	022 素材生産業		
	023 特用林産物生産業（きのこ類の栽培を除く）		
	024 林業サービス業	おおむね 第四種事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ おおむね加工賃等を得る事業に該当する。（苗木を購入して育林を行う事業は第三種事業）</li> </ul>
	029 その他の林業	第三種事業	(狩猟等が含まれる。)

## 大分類【B－漁業】

中分類	小分類	事業区分	留意事項及び具体的な取扱い
漁業（水産養殖業を除く） 〔03〕	031 海面漁業	第三種事業	○ 漁業従事者が他の漁業従事者の船に乗り込んで漁業に従事する場合で、給与以外の人的役務の提供の対価は第四種事業に該当する。
	032 内水面漁業		
水産養殖業 〔04〕	041 海面養殖業	第三種事業	○ 漁業従事者が他の漁業従事者の養殖等を手伝う場合は第四種事業に該当する。 ○ 委託により稚魚、稚貝の支給を受けて養殖する事業は第四種事業に該当する。 ○ 養殖育成せず、成魚を仕入れ、販売する事業は第一種事業又は第二種事業に該当する。
	042 内水面養殖業		

## 大分類【C－鉱業、採石業、砂利採取業】

中分類	小分類	事業区分	留意事項及び具体的な取扱い
鉱業、採石業、砂利採取業 〔05〕	051 金属鉱業	第三種事業	○ 他の者の鉱区を下請けにより採掘する事業でダイナマイト等の原材料を自己で持たない場合は第四種事業に該当する。 ○ 他の鉱業従事者の採掘した鉱物を請負により破碎、選別する事業は第四種事業に該当する。
	052 石炭・亜炭鉱業		
	053 原油・天然ガス鉱業	第三種事業	○ 他の者の鉱区を下請けによりボーリング又は採掘する事業は第四種事業に該当する。
	054 採石業、砂・砂利・玉石採取業	第三種事業	○ 他の者の鉱区を下請けにより採掘する事業でダイナマイト等の原材料を自己で持たない場合は第四種事業に該当する。 ○ 他の鉱業従事者の採掘した鉱物を請負により破碎、選別する事業は第四種事業に該当する。
	055 窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る）		
	059 その他の鉱業		

大分類【D－建設業】

中分類	小分類	事業区分	留意事項及び具体的な取扱い
総合工事業 〔06〕	061 一般土木建築工事業	第三種事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 他の事業者から原材料の支給を受け建設工事の一部を行う人的役務の提供は第四種事業に該当する。</li> <li>○ 丸投げした場合も第三種事業に該当する。</li> <li>○ 建設業者が行う修繕も第三種事業に該当する（ただし、原材料の支給を受けて行う修理は第四種事業に該当する。）。</li> <li>○ 道具等を持参し又は道具等を持参しないで行う人的役務の提供は、第四種事業に該当する。</li> <li>○ しゅんせつ工事業（0623）は第四種事業に該当する。</li> </ul>
	062 土木工事業（舗装工事業を除く）		
	063 舗装工事業		
	064 建築工事業（木造建築工事業を除く）		
	065 木造建築工事業		
	066 建築リフォーム工事業		
職別工事業 （設備工事業を除く） 〔07〕	071 大工工事業	おおむね 第三種事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道具等を持参し又は道具等を持参しないで行う人的役務の提供は、第四種事業に該当する。</li> <li>〔例〕・ 工事用資材を自己で持たず他の事業者の工事に人夫を派遣する事業</li> <li>・ 他の者からの委託に基づくはつり、解体工事</li> <li>○ 職別工事業者が行う修繕も第三種事業に該当する（ただし、原材料の支給を受けて行う修理は第四種事業に該当する。）。</li> <li>○ とび工事業（0721）は第四種事業に該当する。</li> <li>○ サッシ等のコーキング事業も第三種事業に該当する。</li> </ul>
	072 とび・土工・コンクリート工事業		
	073 鉄骨・鉄筋工事業		
	074 石工・れんが・タイル・ブロック工事業		
	075 左官工事業		
	076 板金・金物工事業		
	077 塗装工事業		
	078 床・内装工事業		
	079 その他の職別工事業		
設備工事業 〔08〕	081 電気工事業	第三種事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 配管業者が注文により水道管等の長さを調整し、裁断して販売する場合には第一種事業又は第二種事業に該当する。</li> <li>○ 道具等を持参し又は道具等を持参しないで行う人的役務の提供は、第四種事業に該当する。</li> <li>〔例〕・ 他の工事業者の指示により人夫を派遣する事業</li> <li>・ 機械等を持参し原材料を持たないで行う事業</li> <li>○ 冷暖房施設工事業者が冷房機の保守点検の際に、必要に応じ行うフロンガスの充填はその他の建物サービス業（9229）に該当し、第五種事業となる。</li> <li>○ 設備工事業者が行う修理も第三種事業に該当する（ただし、原材料の支給を受けて行う修理は第四種事業に該当する。）。</li> </ul>
	082 電気通信・信号装置工事業		
	083 管工事業（さく井工事業を除く）		
	084 機械器具設置工事業		
	089 その他の設備工事業		

## 大分類【E－製造業】

中分類	小分類	事業区分	留意事項及び具体的な取扱い
食料品製造業 〔09〕	091 畜産食料品製造業	第三種事業	<p>○ 原材料の支給を受けて行う加工処理は、第四種事業に該当する。</p> <p>〔例〕・ 玄米の支給を受けて行う精米</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ もち米の支給を受けて行う賃もち</li> <li>・ 麦の支給を受けて行う製粉</li> <li>・ 果物等の支給を受けて行う缶詰加工</li> <li>・ 貝、えびの支給を受けて行うむき身の製造</li> </ul> <p>○ 購入した商品の性質及び形状を変更して販売する次のような事業も第三種事業に該当する。</p> <p>〔例〕・ かつおぶしを購入し削りぶしにして販売する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生ワカメを乾燥ワカメ又は塩ワカメにする</li> <li>・ 落花生を煎って殻から取り出しピーナッツとして販売する</li> <li>・ 鰻を開いて串に刺して販売する</li> <li>・ 仕入商品等に焼く、煮る等の加熱処理を行い販売する</li> </ul> <p>○ 自己で製造した製品と仕入商品との混合は第三種事業とする。</p>
	092 水産食料品製造業		
	093 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業		
	094 調味料製造業		
	095 糖類製造業		
	096 精穀・製粉業		
	097 パン・菓子製造業		
	098 動植物油脂製造業		
	099 その他の食料品製造業		
飲料・たばこ・飼料製造業 〔10〕	101 清涼飲料製造業	第三種事業	<p>○ 天然水の販売は小売業に分類されるが自ら採取して販売する場合は第三種事業として取り扱う。</p> <p>○ 製造問屋は第三種事業として取り扱う。</p> <p>○ 原材料の支給を受けて行う加工処理は、第四種事業に該当する。</p> <p>〔例〕・ 酒類の支給を受けて行う酒類のビン詰め</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 果物等の支給を受けて行うジュースの製造</li> </ul>
	102 酒類製造業		
	103 茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）		
	104 製水業		
	105 たばこ製造業		
	106 飼料・有機質肥料製造業		
繊維工業 〔11〕	111 製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業	第三種事業	<p>○ 原材料の支給を受けて行う加工処理は、第四種事業に該当する。</p> <p>〔例〕・ 糸・テープ等の支給を受けて行う糸・テープ等の巻取り</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 糸の支給を受けて行う反物等を織る作業</li> <li>・ 生地又は刺繍糸の支給を受けて行う刺繍</li> <li>・ 糸又は生地の支給を受けて行う染色</li> <li>・ 反物等の支給を受けて行う裁断、縫製</li> <li>・ 生地の支給を受けて行う縫製（糸、ボタン等を自己で調達する場合も同じ。）</li> </ul> <p>○ 洋服メーカーが指示を受けて行う洋服の型紙の製作は、第三種事業に該当する。</p>
	112 織物業		
	113 ニット生地製造業		
	114 染色整理業		
	115 綱・網・レース・繊維粗製品製造業		
	116 外衣・シャツ製造業（和式を除く）		
	117 下着類製造業		

日本標準産業分類（総務省）からみた事業区分一覧

中分類	小分類	事業区分	留意事項及び具体的な取扱い
繊維工業 〔11〕	118 和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業	第三種事業	
	119 その他の繊維製品製造業		
木材・木製品製造業 (家具を除く) 〔12〕	121 製材業、木製品製造業	第三種事業	<p>○ 9寸角の木材を、3寸角の柱にして販売する事業は第三種事業に該当する。</p> <p>○ 原材料の支給を受けて行う加工処理は、第四種事業に該当する。</p> <p>[例]・木材の支給を受けて皮むき、切断等する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原材料の支給を受けて容器、履物を組立加工する事業</li> <li>・製作された容器、履物等の支給を受けて行う塗装</li> <li>・木材の支給を受けて行う折箱等の製造</li> </ul>
	122 造作材・合板・建築用組立材料製造業		
	123 木製容器製造業（竹、とうを含む）		
	129 その他の木製品製造業（竹、とうを含む）		
家具・装備品製造業 〔13〕	131 家具製造業	第三種事業	<p>○ 原材料の支給を受けて行う加工処理は、第四種事業に該当する。</p> <p>[例]・原材料の支給を受けて家具・建具等を組み立て又は塗装する事業</p>
	132 宗教用具製造業		
	133 建具製造業		
	139 その他の家具・装備品製造業		
パルプ・紙・紙加工品製造業 〔14〕	141 パルプ製造業	第三種事業	<p>○ 原材料の支給を受けて行う加工処理は、第四種事業に該当する。</p> <p>[例]・紙の支給を受けて紙製品を製造する事業</p>
	142 紙製造業		
	143 加工紙製造業		
	144 紙製品製造業		
	145 紙製容器製造業		
	149 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業		
印刷・同関連業 〔15〕	151 印刷業	第三種事業	<p>○ 原材料の支給を受けて行う加工処理は、第四種事業に該当する。</p> <p>[例]・紙の支給を受けて行う印刷</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・葉書の支給を受けて行う印刷</li> </ul> <p>○ 写真植字業も第三種事業に該当する。</p>
	152 製版業		
	153 製本業、印刷物加工業	おおむね 第四種事業	<p>○ おおむね原材料の支給を受けて行う加工処理であることから、第四種事業に該当する。</p> <p>[例]・印刷物の支給を受けて製本を請け負う事業</p>
	159 印刷関連サービス業		

日本標準産業分類（総務省）からみた事業区分一覧

中分類	小分類	事業区分	留意事項及び具体的な取扱い
化学工業 〔16〕	161 化学肥料製造業	第三種事業	○ 原材料の支給を受けて行う加工処理は、第四種事業に該当する。
	162 無機化学工業製品製造業		
	163 有機化学工業製品製造業		
	164 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業		
	165 医薬品製造業		
	166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業		
	169 その他の化学工業		
石油製品・石炭製品製造業 〔17〕	171 石油精製業	第三種事業	○ 原材料の支給を受けて行う加工処理は、第四種事業に該当する。
	172 潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）		
	173 コークス製造業		
	174 舗装材料製造業		
	179 その他の石油製品・石炭製品製造業		
プラスチック製品製造業（別掲を除く） 〔18〕	181 プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業	第三種事業	○ 原材料の支給を受けて行う加工処理は、第四種事業に該当する。 〔例〕・ 成形用樹脂の支給を受けて行う成形加工 ・ プラスチック製品の支給を受けて行う塗装、メッキ又は組立
	182 プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業		
	183 工業用プラスチック製品製造業		
	184 発泡・強化プラスチック製品製造業		
	185 プラスチック成形材料製造業（廃プラスチックを含む）		
	189 その他のプラスチック製品製造業		

日本標準産業分類（総務省）からみた事業区分一覧

中分類	小分類	事業区分	留意事項及び具体的な取扱い
ゴム製品製造業 〔19〕	191 タイヤ・チューブ製造業	第三種事業	○ 原材料の支給を受けて行う加工処理は、第四種事業に該当する。
	192 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業		
	193 ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業		
	199 その他のゴム製品製造業		
なめし革・同製品・毛皮製造業 〔20〕	201 なめし革製造業	第三種事業	○ 原材料の支給を受けて行う加工処理は、第四種事業に該当する。 〔例〕・ 革、毛皮の支給を受けて行うなめし、調整、仕上げ ・ 革等の支給を受けて行う縫製
	202 工業用革製品製造業（手袋を除く）		
	203 革製履物用材料・同附属品製造業		
	204 革製履物製造業		
	205 革製手袋製造業		
	206 かばん製造業		
	207 袋物製造業		
	208 毛皮製造業		
	209 その他のなめし革製品製造業		
窯業・土石製品製造業 〔21〕	211 ガラス・同製品製造業	第三種事業	○ 原材料の支給を受けて行う加工処理は、第四種事業に該当する。 〔例〕・ 陶磁器等の支給を受けて行う塗装、メッキ、蒔絵、沈金を施す事業
	212 セメント・同製品製造業		
	213 建設用粘土製品製造業（陶磁器製を除く）		
	214 陶磁器・同関連製品製造業		
	215 耐火物製造業		
	216 炭素・黒鉛製品製造業		
	217 研磨材・同製品製造業		
	218 骨材・石工品等製造業		
	219 その他の窯業・土石製品製造業		

日本標準産業分類（総務省）からみた事業区分一覧

中分類	小分類	事業区分	留意事項及び具体的な取扱い
鉄鋼業 [22]	221 製鉄業	第三種事業	○ 原材料の支給を受けて行う加工処理は、第四種事業に該当する。 [例]・ 金属の支給を受けて行うメッキ ・ 金属の支給を受けて行う表面処理 ・ 金属の支給を受けて行う鋳造、鍛造、圧延
	222 製鋼・製鋼圧延業		
	223 製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)		
	224 表面処理鋼材製造業		
	225 鉄素形材製造業		
	229 その他の鉄鋼業		
非鉄金属製造業 [23]	231 非鉄金属第1次製錬・精製業	第三種事業	○ 原材料の支給を受けて行う加工処理は、第四種事業に該当する。 [例]・ 金属の支給を受けて行うプレス、シャワーリング ・ 金属の支給を受けて行う表面処理 ・ 金属の支給を受けて行う鋳造、鍛造、圧延
	232 非鉄金属第2次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む)		
	233 非鉄金属・同合金圧延業(抽伸、押出しを含む)		
	234 電線・ケーブル製造業		
	235 非鉄金属素形材製造業		
	239 その他の非鉄金属製造業		
金属製品製造業 [24]	241 ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業	第三種事業	○ 金型の支給を受け金属を自己で調達して打ち抜きプレス等を行う事業も第三種事業に該当する。 ○ 原材料の支給を受けて行う加工処理は、第四種事業に該当する。 [例]・ 鉄板等の支給を受けて行う打ち抜き、プレス ・ 金属製品の支給を受けて行う彫刻 ・ 金属の支給を受けて行うメッキ ・ 金属の支給を受けて行う塗装
	242 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業		
	243 暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業		
	244 建設用・建築用金属製品製造業(製缶板金業を含む)		
	245 金属素形材製品製造業		
	246 金属被覆・彫刻業、熱処理業(ほうろう鉄器を除く)		
	247 金属線製品製造業(ねじ類を除く)		
	248 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業		
	249 その他の金属製品製造業		



日本標準産業分類（総務省）からみた事業区分一覧

中分類	小分類	事業区分	留意事項及び具体的な取扱い
はん用機械器具製造業 〔25〕	251 ボイラ・原動機製造業	第三種事業	<p>○ 一般機械の修理を行う事業は第五種事業に該当する。</p> <p>○ 原材料の支給を受けて行う加工処理は、第四種事業に該当する。</p> <p>〔例〕・ 機械の組立てを請け負って行う事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原材料の支給を受けて行う旋盤等による部品の下請加工</li> <li>・ パイプの支給を受け切断、曲げ作業等を行う事業</li> </ul>
	252 ポンプ・圧縮機器製造業		
	253 一般産業用機械・装置製造業		
	259 その他のはん用機械・同部分品製造業		
生産用機械器具製造業 〔26〕	261 農業用機械製造業（農用器具を除く）	第三種事業	<p>○ 機械の修理を行う事業は第五種事業に該当する。</p> <p>○ 原材料の支給を受けて行う加工処理は、第四種事業に該当する。</p> <p>〔例〕・ 機械の組立てを請け負って行う事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原材料の支給を受けて行う旋盤等による部品の下請加工</li> <li>・ パイプの支給を受け切断、曲げ作業等を行う事業</li> </ul>
	262 建設機械・鉱山機械製造業		
	263 繊維機械製造業		
	264 生活関連産業用機械製造業		
	265 基礎素材産業用機械製造業		
	266 金属加工機械製造業		
	267 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業		
	269 その他の生産用機械・同部分品製造業		
業務用機械器具製造業 〔27〕	271 事務用機械器具製造業	第三種事業	<p>○ 機械の販売と据付けが別の取引と認められる場合には、本体部分は第三種事業、据付け料金部分は第五種事業に該当する（製造から据付けまでの一貫した請負契約の場合には、全体が第三種事業に該当する。）。</p> <p>○ 機械の修理を行う事業は第五種事業に該当する。</p> <p>○ 原材料の支給を受けて行う加工処理は、第四種事業に該当する。</p> <p>〔例〕・ 部品の支給を受けて組立を行う事業</p> <p>○ 完成品の検査を行う事業は商品検査業（7441）に該当し第五種事業に該当する。</p>
	272 サービス用・娯楽用機械器具製造業		
	273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業		
	274 医療用機械器具・医療用品製造業		
	275 光学機械器具・レンズ製造業		
	276 武器製造業		

日本標準産業分類（総務省）からみた事業区分一覧

中分類	小分類	事業区分	留意事項及び具体的な取扱い
電子部品・デバイス・電子回路製造業 〔28〕	281 電子デバイス製造業	第三種事業	○ 原材料の支給を受けて行う加工処理は、第四種事業に該当する。 〔例〕・ 機械の組立を請け負って行う事業
	282 電子部品製造業		
	283 記録メディア製造業		
	284 電子回路製造業		
	285 ユニット部品製造業		
	289 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業		
電気機械器具製造業 〔29〕	291 発電用・送電用・配電用・電気機械器具製造業	第三種事業	○ 原材料の支給を受けて行う加工処理は、第四種事業に該当する。 〔例〕・ 組立を請け負って行う事業 ・ 基板の支給を受けて基板に文字を印刷する事業
	292 産業用電気機械器具製造業		
	293 民生用電気機械器具製造業		
	294 電球・電気照明器具製造業		
	295 電池製造業		
	296 電子応用装置製造業		
	297 電気計測器製造業		
	299 その他の電気機械器具製造業		
情報通信機械器具製造業 〔30〕	301 通信機械器具・同関連機械器具製造業	第三種事業	○ 原材料の支給を受けて行う加工処理は、第四種事業に該当する。 〔例〕・ 組立を請け負って行う事業  ○ 他の事業者が開発したソフトウェアや周辺機器を購入して販売する場合のそのソフトウェア等の譲渡は第一種事業又は第二種事業に該当する。 ただし、OSとして機械本体に組み込んで販売する場合は全体の売上げが第三種事業に該当する。
	302 映像・音響機械器具製造業		
	303 電子計算機・同附属装置製造業		

日本標準産業分類（総務省）からみた事業区分一覧

中分類	小分類	事業区分	留意事項及び具体的な取扱い
輸送用機械器具製造業 〔31〕	311 自動車・同附属品製造業	第三種事業	<p>○ 自動車の支給を受けて保冷車等に改造する事業も第三種事業に該当する。</p> <p>○ 鉄道車両の製造業者が行う鉄道車両の修理、船舶の製造業者が行う船舶の修理又は航空機製造業者及び航空機用原動機製造業者が行う航空原動機のオーバーホールは第三種事業に該当する。</p> <p>○ 原材料の支給を受けて行う加工処理は、第四種事業に該当する。</p> <p>〔例〕・ 部品の支給を受けて加工（旋盤等の加工）を行う事業</p> <p>・ 部品の支給を受けて溶接を行う事業</p>
	312 鉄道車両・同部分品製造業		
	313 船舶製造・修理業、船用機関製造業		
	314 航空機・同附属品製造業		
	315 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業		
	319 その他の輸送用機械器具製造業		
その他の製造業 〔32〕	321 貴金属・宝石製品製造業	第三種事業	<p>○ 原材料の支給を受けて行う加工処理は、第四種事業に該当する。</p> <p>〔例〕・ 宝石の支給を受けて行う切断、研磨、取付け</p> <p>・ 真珠の支給を受けて行う染色</p> <p>・ 製品の支給を受けて漆塗りをを行う事業</p> <p>・ わらの支給を受けて畳を製造する事業</p> <p>○ 畳の表替え、裏返し、修理は他に分類されないその他の修理業（9099）に該当し、第五種事業となる。</p> <p>○ 造花及び脚を用いて花輪を製作する事業も第三種事業に該当する。</p>
	322 装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業（貴金属・宝石製を除く）		
	323 時計・同部分品製造業		
	324 楽器製造業		
	325 がん具・運動用具製造業		
	326 ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業		
	327 漆器製造業		
	328 畳等生活雑貨製品製造業		
	329 他に分類されない製造業		

## 大分類【F－電気・ガス・熱供給・水道業】

中分類	小分類	事業区分	留意事項及び具体的な取扱い
電気業 〔33〕	331 電気業	第三種事業	
ガス業 〔34〕	341 ガス業	第三種事業	<p>（注） 導管によりガスを供給するものに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ サービスステーションが行うガス器具の修理、点検等は第五種事業に該当する。</li> <li>○ プロパンガスを家庭用ボンベ等に詰め替えて販売するように、中味のみ取引形態となっているものは第一種事業又は第二種事業に該当する。</li> </ul>
熱供給業 〔35〕	351 熱供給業	第三種事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 温泉の泉源を保有し、旅館等に温湯を供給する事業は、他に分類されないその他の事業サービス業(9299)に該当し、第五種事業となる。</li> </ul>
水道業 〔36〕	361 上水道業	第三種事業	<p>（注） 導管により供給する簡易水道業を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 停泊する船舶に給水栓、タンク船により飲料水の供給を行う事業は第一種事業又は第二種事業に該当する。</li> </ul> <p>（注） 農業集落排水事業を含む。</p>
	362 工業用水道業		
	363 下水道業		

## 大分類【G－情報通信業】

中分類	小分類	事業区分	留意事項及び具体的な取扱い
通 信 業 〔37〕	371 固定電気通信業	第五種事業	
	372 移動電気通信業		
	373 電気通信に附帯するサービス業		
放 送 業 〔38〕	381 公共放送業（有線放送業を除く）	第五種事業	
	382 民間放送業（有線放送業を除く）		
	383 有線放送業		
情報サービス業 〔39〕	391 ソフトウェア業	第五種事業	○ ソフトウェアの設計を外注先に依頼し設計させ、顧客に納品する事業も、第五種事業に該当する。
	392 情報処理・提供サービス業		
インターネット附随サービス業 〔40〕	401 インターネット附随サービス業	第五種事業	
映像・音声・文字情報制作業 〔41〕	411 映像情報制作・配給業	第五種事業	○ 新聞等における紙上広告は、第五種事業に該当する。 ○ 原材料の支給を受けて行う加工処理は、第四種事業に該当する。 〔例〕・ 紙の支給を受けて行う印刷 ・ 葉書の支給を受けて行う印刷 ○ 印刷を自ら行わない出版でも第三種事業に該当する。
	412 音声情報制作業		
	413 新聞業	第三種事業	
	414 出版業		
	415 広告制作業		
	416 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業		

## 大分類【H－運輸業、郵便業】

中分類	小分類	事業区分	留意事項及び具体的な取扱い
鉄道業 〔42〕	421 鉄道業	第五種事業	
道路旅客運送業 〔43〕	431 一般乗合旅客自動車運送業	第五種事業	
	432 一般乗用旅客自動車運送業		
	433 一般貸切旅客自動車運送業		
	439 その他の道路旅客運送業		
道路貨物運送業 〔44〕	441 一般貨物自動車運送業	第五種事業	
	442 特定貨物自動車運送業		
	443 貨物軽自動車運送業		
	444 集配利用運送業		
	449 その他の道路貨物運送業		
水運業 〔45〕	451 外航海運業	第五種事業	
	452 沿海海運業		
	453 内陸水運業		
	454 船舶貸渡業		
航空運輸業 〔46〕	461 航空運送業	第五種事業	
	462 航空機使用業（航空運送業を除く）		
倉庫業 〔47〕	471 倉庫業（冷蔵倉庫業を除く）	第五種事業	
	472 冷蔵倉庫業		
運輸に附帯するサービス業 〔48〕	481 港湾運送業	第五種事業	
	482 貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）		
	483 運送代理店		
	484 こん包業		
	485 運輸施設提供業		
	489 その他の運輸に附帯するサービス業		

日本標準産業分類（総務省）からみた事業区分一覧

中分類	小 分 類	事業区分	留意事項及び具体的な取扱い
郵便業（信書便事業を含む） 〔49〕	491 郵便業（信書便事業を含む）	第五種事業	

大分類【I－卸売業、小売業】

中分類	小分類	事業区分	留意事項及び具体的な取扱い
各種商品卸売業 〔50〕	501 各種商品卸売業	第一種事業 又は 第二種事業	○ 性質及び形状の変更があるものは第三種事業に該当する。 ○ 商品等に名入れ等を行い販売する場合は性質及び形状を変更しないものとして取り扱う。
繊維・衣服等卸売業 〔51〕	511 繊維品卸売業（衣服、身の回り品を除く）	第一種事業 又は 第二種事業	○ 性質及び形状の変更があるものは第三種事業に該当する。 〔例〕・ 生糸を染色して販売する事業 ・ 白地のTシャツを染色して販売する
	512 衣服卸売業		
	513 身の回り品卸売業		
飲食物品卸売業 〔52〕	521 農畜産物・水産物卸売業	第一種事業 又は 第二種事業	○ 性質及び形状の変更があるものは第三種事業に該当する。 〔例〕・ 魚を煮魚、焼魚等加熱加工して販売する ・ 落花生を煎って殻から取り出しピーナッツとして販売する ・ 仕入れたブロイラーを焼鳥用に解体して串に刺して販売する ・ 生しいたけを乾燥させて販売する ・ 生サケを塩にまぶして新巻として販売する ・ 生サケから取り出した卵を塩漬けにしイクラとして販売する ・ かつおぶしを購入し削りぶしにして販売する ・ 荒茶を仕入れ、加工して製品茶にして販売する ・ ほしりのりをあぶって焼きのりにして販売する
	522 食料・飲料卸売業		
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 〔53〕	531 建築材料卸売業	第一種事業 又は 第二種事業	○ 性質及び形状の変更があるものは第三種事業に該当する。 〔例〕・ 木材に防虫剤を注入して販売する事業 ○ 例えば、次のものは性質及び形状を変更しないものとする。 〔例〕・ 土砂を購入して選別、水洗いし、生コン用、埋め立て用として他の事業者販売する事業 ・ 廃車処理業（解体を主とするもの）における中古車の解体販売 ・ 仕入れたサッシとガラスを組立て規格品仕様のサッシ窓として事業者販売する事業 (注) 仕入れたサッシ及びガラスに切断等の加工を行い規格外のサッシ窓とする場合やサッシ窓の製作等を請け負う場合は第三種事業に該当する。
	532 化学製品卸売業		
	533 石油・鉱物卸売業		
	534 鉄鋼製品卸売業		
	535 非鉄金属卸売業		
	536 再生資源卸売業		



日本標準産業分類（総務省）からみた事業区分一覧

中分類	小分類	事業区分	留意事項及び具体的な取扱い
機械器具卸売業 〔54〕	541 産業機械器具卸売業	第一種事業 又は 第二種事業	○ 性質及び形状の変更があるものは第三種事業に該当する。 ○ 販売した商品の修理等は第五種事業に該当する。
	542 自動車卸売業		
	543 電気機械器具卸売業		
	549 その他の機械器具卸売業		
その他の卸売業 〔55〕	551 家具・建具・じゅう器等卸売業	第一種事業 又は 第二種事業	○ 性質及び形状の変更があるものは第三種事業に該当する。 ○ 代理商、仲立業（5598）は第四種事業に該当する。
	552 医薬品・化粧品等卸売業		
	553 紙・紙製品卸売業		
	559 他に分類されない卸売業		
各種商品小売業 〔56〕	561 百貨店、総合スーパー	第二種事業 又は 第一種事業	○ 性質及び形状の変更があるものは第三種事業に該当する。 ○ 販売した商品の修理等は第五種事業に該当する。
	569 その他の各種商品小売業（従業員が常時50人未満のもの）		
織物・衣服・身の回り品小売業 〔57〕	571 呉服・服地・寝具小売業	第二種事業 又は 第一種事業	○ 性質及び形状の変更があるものは第三種事業に該当する。 ○ 製造小売は第三種事業に該当する。 〔例〕・ 呉服の仕立小売、洋服の仕立小売等 ○ 販売した商品の修理等は第五種事業に該当する。 〔例〕・ 靴の修理 ・ 服の販売に伴い別途受領する直し賃（ズボンの裾、上着の丈等）
	572 男子服小売業		
	573 婦人・子供服小売業		
	574 靴・履物小売業		
	579 その他の織物・衣服・身の回り品小売業		
飲食品小売業 〔58〕	581 各種食料品小売業	第二種事業 又は 第一種事業	○ 性質及び形状の変更があるものは第三種事業に該当する。 ○ 食肉小売店、鮮魚小売店において通常販売する商品に一般的に行われる軽微な加工（例えば、仕入商品を切る、刻む、つぶす、挽く、たれに漬け込む、混ぜ合わせる、こねる、乾かす等）を加えて同一の店舗で当該加工品を販売する場合には第二種事業に該当する。 ○ 食肉小売店、鮮魚小売店等において仕入商品に加熱行為等を伴う加工を行って販売する場合は第三種事業に該当する。 〔例〕・ 食肉小売店におけるチャーシュー、ローストビーフ、ポテトサラダ、コロケ、トンカツ、ヤキトリ、ハンバーグ、タタキ等の販売 ・ 鮮魚小売店における焼魚、かつおのタタキ、煮魚、天ぷら等の販売
	582 野菜・果実小売業		
	583 食肉小売業		
	584 鮮魚小売業		
	585 酒小売業		
	586 菓子・パン小売業		
	589 その他の飲食品小売業		

日本標準産業分類（総務省）からみた事業区分一覧

中分類	小分類	事業区分	留意事項及び具体的な取扱い
飲食物品小売業 [58]	589 その他の飲食物品小売業	第二種事業 又は 第一種事業	○ 製造小売は第三種事業に該当する。 [例]・菓子製造小売 ・パン製造小売 ・パン小売店におけるサンドイッチの製造小売 ・豆腐・かまぼこ等加工食品製造小売 ・惣菜・弁当等の製造小売 ○ 食材を仕入れて家庭等に配達する食材小売（配達）業は第一種事業又は第二種事業に該当する。 ○ 天然水を採取して販売する事業は第三種事業に該当する。
機械器具小売業 [59]	591 自動車小売業	第二種事業 又は 第一種事業	○ 性質及び形状の変更があるものは第三種事業に該当する。 [例]・中古車に板金、塗装、部品の取替え等を施して販売する事業（点検、清掃、ワックスがけ等の行為は性質及び形状の変更に該当しない。） ○ 自動車の支給を受けて保冷車等に改造する事業は第三種事業に該当する。 ○ 自転車の部品を仕入れ自転車を組み立てて販売する事業は第三種事業に該当する。ただし、運送の利便のために分解されている部品等を単に組み立てて販売する等、仕入商品の組立販売と認められるものは、第一種事業又は第二種事業に該当する。 ○ 取付費を別途請求する場合の取付費は第五種事業、取付費が無償（サービス）であると認められる場合は全体が第一種事業又は第二種事業に該当する。
	592 自転車小売業		
	593 機械器具小売業（自動車、自転車を除く）		
その他の小売業 [60]	601 家具・建具・畳小売業	第二種事業 又は 第一種事業	○ 性質及び形状の変更があるものは第三種事業に該当する。 [例]・印鑑の製造販売 ・表札の製造販売 ・鯛を釣りえさ用にミンチ→冷凍→ブロック状（こませ）にして販売する ・仕入れた裸石と空枠を指輪に加工して販売する ・墓石に文字等を彫刻して販売する ○ 畳の表替え、裏返し、修理は他に分類されないその他の修理業（9099）に該当し、第五種事業に該当する。 ○ オーダーメイドによるカーテンやカーペットの仕立て販売は第三種事業に該当する。
	602 じゅう器小売業		
	603 医薬品・化粧品小売業		
	604 農耕用品小売業		
	605 燃料小売業		
	606 書籍・文房具小売業		
	607 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業		
	608 写真機・時計・眼鏡小売業		

日本標準産業分類（総務省）からみた事業区分一覧

中分類	小 分 類	事業区分	留意事項及び具体的な取扱い
その他の小売業 〔60〕	609 他に分類されない小売業	第二種事業 又は 第一種事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 製造小売は第三種事業に該当する。 〔例〕・ 家具・建具・畳製造小売</li> <li>○ 修理は第五種事業に該当する。</li> <li>○ フィルムの現像、焼付、引き伸ばしは第五種事業に該当する。</li> <li>○ 眼鏡等小売店において、小売価格を明示しているレンズ、眼鏡枠の販売に際し、加工を伴うものであっても、明示した小売価格以外に加工賃を別途受領しない場合は全体が第二種事業に該当する。</li> <li>○ 消火器の薬剤の詰替えも第一種事業又は第二種事業に該当する。</li> </ul>
無店舗小売業 〔61〕	611 通信販売・訪問販売小売業	第二種事業 又は 第一種事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 他の者から購入した商品とその性質及び形状を変更しないで販売する事業で他の事業者以外の者に対して販売するものは第二種事業に該当する。</li> <li>○ 他の者から購入した商品とその性質及び形状を変更しないで他の事業者に対して販売する事業は第一種事業に該当する。</li> <li>○ 性質及び形状の変更のあるものは第三種事業に該当する。</li> </ul>
	612 自動販売機による小売業		
	619 その他の無店舗小売業		

## 大分類【J－金融業、保険業】

中分類	小分類	事業区分	留意事項及び具体的な取扱い
銀行業 〔62〕	621 中央銀行	第五種事業	○ 課税となる各種受取手数料等が対象となる。
	622 銀行（中央銀行を除く）		
協同組織金融業 〔63〕	631 中小企業等金融業	第五種事業	○ 課税となる各種受取手数料等が対象となる。
	632 農林水産金融業		
貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 〔64〕	641 貸金業	第五種事業	○ 課税となる各種受取手数料等が対象となる。
	642 質屋		
	643 クレジットカード業、割賦金融業		
	649 その他の非預金信用機関		
金融商品取引業、商品先物取引業 〔65〕	651 金融商品取引業	第五種事業	○ 課税となる各種受取手数料等が対象となる。 ○ 商品の自己売買は第一種事業又は第二種事業に該当する。 (注) 資産の引渡しを伴わない差金決済は不課税
	652 商品先物取引業、商品投資顧問業		
補助的金融業等 〔66〕	661 補助的金融業、金融附帯業	第五種事業	○ 課税となる各種受取手数料等が対象となる。
	662 信託業		
	663 金融代理業		
保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む） 〔67〕	671 生命保険業	第五種事業	○ 課税となる各種受取手数料（代理店手数料）等が対象となる。
	672 損害保険業		
	673 共済事業、少額短期保険業		
	674 保険媒介代理業		
	675 保険サービス業		

(注) 平成27年3月31日（平成26年10月1日前に第九章第8節一《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例（簡易課税制度）》の規定による届出書を提出した同一に規定する事業者（同節三《簡易課税制度選択届出書等の提出時期の特例》又は同節四《災害等があった場合の簡易課税制度選択届出書等の提出時期の特例》の規定に基づき平成26年10月1日前に当該届出書を提出したとみなされた事業者を含む。）で平成27年4月1日以後に開始する課税期間（第一章第3節《課税期間》に規定する課税期間をいう。）につき第九章第8節二の3《簡易課税制度選択不適用届出書の提出制限》の規定の適用を受けるものについては同節一に規定する翌課税期間の初日から2年を経過する日の属する課税期間の末日。）以前に開始した課税期間については、金融業及び保険業は第四種事業となる。

## 大分類【K－不動産業、物品賃貸業】

中分類	小分類	事業区分	留意事項及び具体的な取扱い
不動産取引業 〔68〕	681 建物売買業、土地売買業	第六種事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 他の事業者が建築施工（自らが施主となって請負契約により建築業者に施工させる場合を除く。）したものを購入してそのまま販売する場合は、第一種事業又は第二種事業に該当する。</li> <li>○ 自ら建築施工（自らが施主となって請負契約により建築業者に施工させる場合を含む。）したものを販売する事業は、第三種事業に該当する。</li> <li>○ 中古住宅をリメイク（塗装、修理等）して販売する事業は第三種事業に該当する。</li> </ul>
	682 不動産代理業・仲介業		
不動産賃貸業・管理業 〔69〕	691 不動産賃貸業（貸家業、貸間業を除く）	第六種事業	(注) 住宅の貸付けは非課税
	692 貸家業、貸間業		
	693 駐車場業		
	694 不動産管理業		
物品賃貸業 〔70〕	701 各種物品賃貸業	第五種事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ リース取引のうち、売買とされる取引は、第一種事業又は第二種事業に該当する。</li> </ul>
	702 産業用機械器具賃貸業		
	703 事務用機械器具賃貸業		
	704 自動車賃貸業		
	705 スポーツ・娯楽用品賃貸業		
	709 その他の物品賃貸業		

(注) 平成27年3月31日（平成26年10月1日前に第九章第8節一《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例（簡易課税制度）》の規定による届出書を提出した同一に規定する事業者（同節三《簡易課税制度選択届出書等の提出時期の特例》又は同節四《災害等があった場合の簡易課税制度選択届出書等の提出時期の特例》の規定に基づき平成26年10月1日前に当該届出書を提出したとみなされた事業者を含む。）で平成27年4月1日以後に開始する課税期間（第一章第3節《課税期間》に規定する課税期間をいう。）につき第九章第8節二の3《簡易課税制度選択不適用届出書の提出制限》の規定の適用を受けるものについては同節一に規定する翌課税期間の初日から2年を経過する日の属する課税期間の末日。）以前に開始した課税期間については、不動産業は第五種事業となる。

大分類【L－学術研究、専門・技術サービス業】

中分類	小分類	事業区分	留意事項及び具体的な取扱い
学術・開発 研究機関 〔71〕	711 自然科学研究所	第五種事業	○ 事業内容によっては第一種事業又は第二種事業に該当するものもある。
	712 人文・社会科学研究所		
専門サービス業（他に分類されないもの） 〔72〕	721 法律事務所、特許事務所	第五種事業	○ 地質調査を行う事業も第五種事業に該当する。
	722 公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所		
	723 行政書士事務所		
	724 公認会計士事務所、税理士事務所		
	725 社会保険労務士事務所		
	726 デザイン業		
	727 著述・芸術家業		
	728 経営コンサルタント業、純粋持株会社		
729 その他の専門サービス業			
広 告 業 〔73〕	731 広告業	第五種事業	
技術サービス業（他に分類されないもの） 〔74〕	741 獣医業	第五種事業	○ 地質調査を行う事業も第五種事業に該当する。 ○ 結婚式・七五三等の写真を撮影し、単に台紙等にはめ込み、記念写真として作成・引き渡す事業は第五種事業に該当する。 ○ 写真館が小学校等からネガの支給を受け、又は自ら撮影した写真を基に卒業アルバム等を製作する事業は、第三種事業に該当する。
	742 土木建築サービス業		
	743 機械設計業		
	744 商品・非破壊検査業		
	745 計量証明業		
	746 写真業		
	749 その他の技術サービス業		

大分類【M－宿泊業、飲食サービス業】

中分類	小分類	事業区分	留意事項及び具体的な取扱い
宿泊業 〔75〕	751 旅館、ホテル	第五種事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自動販売機（ジュース、コーヒー等）や売店の売上げは第二種事業に該当する。</li> <li>○ 宿泊料金と区分してある客室冷蔵庫の飲物等の売上げは第四種事業に該当する。</li> <li>○ ゲームコーナーの売上げはその他の遊戯場（8069）に該当し、第五種事業となる。</li> </ul>
	752 簡易宿所		
	753 下宿業		
	759 その他の宿泊業		
飲食店 〔76〕	761 食堂、レストラン（専門料理店を除く）	第四種事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 飲食店内にある酒等の自動販売機での販売（セルフサービスを目的としたもの）は第四種事業に該当する。</li> <li>○ 飲食のための施設を有する飲食店等が行う仕出し、出前は第四種事業に該当する。</li> <li>○ 喫茶店における持帰り用のケーキ・珈琲豆等の仕入販売は、第二種事業に該当する（兼業を行っている実態にあるもので、事業の区分がされている場合）。</li> </ul>
	762 専門料理店		
	763 そば・うどん店		
	764 すし店		
	765 酒場、ビヤホール		
	766 バー、キャバレー、ナイトクラブ		
	767 喫茶店		
	769 その他の飲食店		
持ち帰り・配達飲食サービス業 〔77〕	771 持ち帰り飲食サービス業	第三種事業 又は 第四種事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ハンバーガーショップ等の持帰り用の販売は第三種事業（製造した製品）又は第二種事業（購入した商品）に該当する。</li> <li>○ 飲食のための施設を有する飲食店等が行う仕出し、出前は第四種事業に該当する。</li> <li>○ 飲食設備を有しない宅配ピザ店・仕出専門店が行うピザの宅配・仕出料理の宅配は第三種事業に該当する。</li> </ul>
	772 配達飲食サービス業		

大分類【N－生活関連サービス業、娯楽業】

中分類	小分類	事業区分	留意事項及び具体的な取扱い
洗濯・理容・美容・浴場業 〔78〕	781 洗濯業	第五種事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 化粧品等の販売は第二種事業に該当する。</li> <li>○ シャンプー、自動販売機等の売上げは第二種事業に該当する。</li> </ul>
	782 理容業		
	783 美容業		
	784 一般公衆浴場業		
	785 その他の公衆浴場業		
	789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業		
その他の生活関連サービス業 〔79〕	791 旅行業	第五種事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 火葬料、埋葬料は非課税である。</li> <li>○ 骨壺等の販売は第二種事業に該当する。</li> </ul>
	792 家事サービス業		
	793 衣服裁縫修理業		
	794 物品預り業		
	795 火葬・墓地管理業		
	796 冠婚葬祭業		
	799 他に分類されない生活関連サービス業		
娯楽業 〔80〕	801 映画館	第五種事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 潮干狩（貝の採取）は漁業であり、第三種事業に該当する。</li> <li>○ 店内飲食用の酒類等の提供は第四種事業に該当する。</li> </ul>
	802 興行場（別掲を除く）、興行団		
	803 競輪・競馬等の競走場、競技団		
	804 スポーツ施設提供業		
	805 公園、遊園地		
	806 遊戯場		
	809 その他の娯楽業		



## 大分類【〇－教育、学習支援業】

中分類	小分類	事業区分	留意事項及び具体的な取扱い
学校教育 [81]	811 幼稚園	第五種事業	<p>○ 事業内容によって第二種事業となるものもある。 [例]・ 売店での文房具等の販売</p> <p>○ 学校教育法上の学校、専修学校、各種学校その他特定のものに係る授業料、入学金、施設設備費等是非課税である。</p>
	812 小学校		
	813 中学校		
	814 高等学校、中等教育学校		
	815 特別支援学校		
	816 高等教育機関		
	817 専修学校、各種学校		
	818 学校教育支援機関		
	819 幼保連携型認定こども園		
その他の教育、学習支援業 [82]	821 社会教育	第五種事業	<p>○ 事業の内容によって第二種事業となるものもある。 [例]・ 動物園等の売店でのみやげ物等の販売</p>
	822 職業・教育支援施設		
	823 学習塾		
	824 教養・技能教授業		
	829 他に分類されない教育、学習支援業		

## 大分類【P－医療、福祉】

中分類	小分類	事業区分	留意事項及び具体的な取扱い
医療業 〔83〕	831 病院	第五種事業	<p>○ 公的な医療保障制度に係る療養、医療、施設療養又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等是非課税である。</p> <p>○ 医師、助産師その他医療に関する施設の開設者による助産に係る役務の提供は非課税である。</p>
	832 一般診療所		
	833 歯科診療所		
	834 助産・看護業		
	835 療術業		
	836 医療に附帯するサービス業		
保健衛生 〔84〕	841 保健所	第五種事業	
	842 健康相談施設		
	849 その他の保健衛生		
社会保険・社会福祉・介護事業 〔85〕	851 社会保険事業団体	第五種事業	<p>○ 社会福祉法に規定する社会福祉事業及び更生保護事業法に規定する更生保護事業として行われる資産の譲渡等是非課税である。ただし、授産施設等を経営する事業において生産活動としての作業に基づき行われるものは課税である。</p>
	852 福祉事務所		
	853 児童福祉事業		
	854 老人福祉・介護事業		
	855 障害者福祉事業		
	859 その他の社会保険・社会福祉・介護事業		

## 大分類【Q－複合サービス事業】

中分類	小分類	事業区分	留意事項及び具体的な取扱い
郵便局 〔86〕	861 郵便局	第五種事業	<p>○ 主として郵便物、信書便物として差し出された物の引受、取集・区分及び配達を行う事業所は郵便業（信書便事業を含む）（4911）に該当し、第五種事業となる。</p>
	862 郵便局受託業		
協同組合（他に分類されないもの） 〔87〕	871 農林水産業協同組合（他に分類されないもの）	第五種事業	<p>○ 農林水産物を生産者から購入して販売する事業は第一種事業又は第二種事業に該当する。 なお、性質及び形状を変更する場合は、第三種事業に該当する（例えば、仕入れたカニをゆでて販売する場合等）。</p>
	872 事業協同組合（他に分類されないもの）		

## 大分類【R－サービス業（他に分類されないもの）】

中分類	小分類	事業区分	留意事項及び具体的な取扱い
廃棄物処理業 〔88〕	881 一般廃棄物処理業	第五種事業	
	882 産業廃棄物処理業		
	889 その他の廃棄物処理業		
自動車整備業 〔89〕	891 自動車整備業	第五種事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自動車の修理は、第五種事業に該当する。この場合、修理に伴う部品代金を区分してもその部品代金も含めて第五種事業に該当する。</li> <li>○ タイヤやオイル交換による商品の販売代金は、第一種事業又は第二種事業に該当し、工賃等の部分は第五種事業に該当する（工賃等の部分が無償である場合は、全体が第一種事業又は第二種事業に該当する。）。</li> </ul>
機械等修理業（別掲を除く） 〔90〕	901 機械修理業（電気機械器具を除く）	第五種事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 機械等の修理は、第五種事業に該当する。この場合、修理に伴う部品代金を区分してもその代金を含めて第五種事業に該当する。</li> <li>○ 表具業者が、軸装、額装により新たに掛軸等を製作する場合は、第三種事業に該当する。ただし、例えば、主要原材料である作品及び額の支給を受けて額装を行う事業は、第四種事業に該当する。</li> </ul>
	902 電気機械器具修理業		
	903 表具業		
	909 その他の修理業		
職業紹介・労働者派遣業 〔91〕	911 職業紹介業	第五種事業	
	912 労働者派遣業		
その他の事業サービス業 〔92〕	921 速記・ワープロ入力・複写業	第五種事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校から学校給食（学校の食堂）の委託を受けて行う食堂の経営及び学校の寄宿舎での食事の提供は、第四種事業に該当する。</li> <li>○ 冷暖房施設工事業者が冷房機の保守点検において行うフロンガスの充填は、第五種事業に該当する。</li> <li>○ トレーディングスタンプ業は第五種事業に該当する。</li> <li>○ 温泉の泉源を有し、ゆう出する温泉を旅館などに供給する温泉供給業は、第五種事業に該当する。</li> </ul>
	922 建物サービス業		
	923 警備業		
	929 他に分類されない事業サービス業		

日本標準産業分類（総務省）からみた事業区分一覧

中分類	小分類	事業区分	留意事項及び具体的な取扱い
政治・経済・ 文化団体 [93]	931 経済団体	第五種事業	○ 事業内容によって第一種事業又は第二種事業となるものもある。
	932 労働団体		
	933 学術・文化団体		
	934 政治団体		
	939 他に分類されない非営利的団体		
宗 教 [94]	941 神道系宗教	第五種事業	○ 課税となる博物館、宝物殿等の入館料等が対象となる。 ○ 絵葉書、写真帳、暦等の販売は、第二種事業に該当する。 ○ 駐車場の貸付けは、第六種事業に該当する。
	942 仏教系宗教		
	943 キリスト教系宗教		
	949 その他の宗教		
その他のサービス業 [95]	951 集会場	第五種事業	
	952 と畜場		
	959 他に分類されないサービス業		

# 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法

(平成25年6月12日法律第41号、最終改正平成28年11月28日法律第85号)

- 第一章 総則（第1条・第2条）
- 第二章 特定事業者による消費税の転嫁の拒否等の行為の是正に関する特別措置（第3条—第7条）
- 第三章 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置（第8条・第9条）
- 第四章 価格の表示に関する特別措置（第10条・第11条）
- 第五章 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置（第12条・第13条）
- 第六章 雑則（第14条—第20条）
- 第七章 罰則（第21条・第22条）
- 附則

## 第一章 総 則

(目的)

**第1条** この法律は、平成26年4月1日及び平成31年10月1日における消費税率（地方消費税率を含む。以下同じ。）の引上げ（以下「今次の消費税率引上げ」という。）に際し、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）の転嫁を阻害する行為の是正、価格の表示並びに消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別の措置を講ずることにより、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的とする。

(定義)

**第2条** この法律において「特定事業者」とは、次に掲げる事業者をいう。

- 一 一般消費者が日常使用する商品の小売業を行う者（特定連鎖化事業（中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第11条第1項に規定する特定連鎖化事業をいう。）を行う者を含む。）であって、その規模が大きいものとして公正取引委員会規則で定めるもの（以下「大規模小売事業者」という。）
  - 二 法人である事業者であって、次に掲げる事業者から継続して商品又は役務の供給を受けるもの（大規模小売事業者を除く。）
    - イ 個人である事業者
    - ロ 人格のない社団等（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。以下同じ。）である事業者
    - ハ 資本金の額又は出資の総額が3億円以下である事業者
- 2 この法律において「特定供給事業者」とは、次に掲げる事業者をいう。
- 一 事業者が大規模小売事業者に継続して商品又は役務を供給する場合における当該商品又は役務を供給する事業者
  - 二 前項第2号イからハマで掲げる事業者が同号の特定事業者に継続して商品又は役務を供給する場合における当該同号イからハマで掲げる事業者
- 3 この法律において「中小事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- 一 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第4号までに掲げる業種及び第5号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
  - 二 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業（第5号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
  - 三 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業（第5号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正に関する特別措置法

- 四 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

## 第二章 特定事業者による消費税の転嫁の拒否等の行為の是正に関する特別措置

（特定事業者の遵守事項）

**第3条** 特定事業者は、平成26年4月1日以後に特定供給事業者から受ける商品又は役務の供給に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 商品若しくは役務の対価の額を減じ、又は商品若しくは役務の対価の額を当該商品若しくは役務と同種若しくは類似の商品若しくは役務に対し通常支払われる対価に比し低く定めることにより、特定供給事業者による消費税の転嫁を拒むこと。
- 二 特定供給事業者による消費税の転嫁に応じることと引換えに、自己の指定する商品を購入させ、若しくは自己の指定する役務を利用させ、又は自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
- 三 商品又は役務の供給の対価に係る交渉において消費税を含まない価格を用いる旨の特定供給事業者からの申出を拒むこと。
- 四 前3号に掲げる行為があるとして特定供給事業者が公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官に対しその事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

（指導又は助言）

**第4条** 公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官は、特定事業者に対し、前条の規定に違反する行為を防止し、又は是正するために必要な指導又は助言をするものとする。

（主務大臣又は中小企業庁長官の請求）

**第5条** 主務大臣又は中小企業庁長官は、第3条の規定に違反する行為があると認めるときは、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。ただし、次に掲げるときは、当該求めをするものとする。

- 一 当該行為が多数の特定供給事業者に対して行われていると認められるとき。
- 二 当該行為によって特定供給事業者が受ける不利益の程度が大きいと認められるとき。
- 三 当該行為を行った事業者が第3条の規定に違反する行為を繰り返し行う蓋然性が高いと認められるとき。
- 四 前3号に掲げるもののほか、消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する重大な事実があると認められるとき。

（勧告及び公表）

**第6条** 公正取引委員会は、特定事業者について第3条の規定に違反する行為があると認めるときは、その特定事業者に対し、速やかに消費税の適正な転嫁に応じることその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

2 公正取引委員会は、前項の規定による勧告をしたときは、その旨を公表するものとする。

（勧告に係る違反行為についての私的独占禁止法の適用除外）

**第7条** 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「私的独占禁止法」という。）第20条及び第20条の6の規定は、公正取引委員会が前条第1項の規定による勧告をした場合におい

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正に関する特別措置法

て、特定事業者がその勧告に従ったときに限り、特定事業者のその勧告に係る第3条の規定に違反する行為については、適用しない。

### 第三章 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

(事業者の遵守事項)

**第8条** 事業者は、平成26年4月1日以後における自己の供給する商品又は役務の取引について、次に掲げる表示をしてはならない。

- 一 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示
- 二 取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの
- 三 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって前号に掲げる表示に準ずるものとして内閣府令で定めるもの

(準用)

**第9条** 第4条から第7条までの規定は、前条の規定に違反する行為について準用する。この場合において、第4条中「公正取引委員会」とあるのは「内閣総理大臣、公正取引委員会」と、「特定事業者」とあるのは「事業者」と、第五条（見出しを含む。）中「主務大臣」とあるのは「公正取引委員会、主務大臣」と、同条中「公正取引委員会」とあるのは「内閣総理大臣」と、同条ただし書中「次に」とあるのは「第3号及び第4号に」と、同条ただし書第4号中「前3号」とあるのは「前号」と、第6条第1項中「公正取引委員会」とあるのは「内閣総理大臣」と、「特定事業者」とあるのは「事業者」と、「消費税の適正な転嫁に応じる」とあるのは「その行為を取りやめる」と、同条第2項中「公正取引委員会」とあるのは「内閣総理大臣」と、第7条の見出し中「私的独占禁止法」とあるのは「不当景品類及び不当表示防止法」と、同条中「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「私的独占禁止法」という。）第20条及び第20条の6」とあるのは「不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第7条第1項及び第8条第1項」と、「公正取引委員会」とあるのは「内閣総理大臣」と、「特定事業者」とあるのは「事業者」と読み替えるものとする。

### 第四章 価格の表示に関する特別措置

(総額表示義務に関する消費税法の特例)

**第10条** 事業者（消費税法（昭和63年法律第108号）第63条に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。）は、自己の供給する商品又は役務の価格を表示する場合において、今次の消費税率引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁のため必要があるときは、現に表示する価格が税込価格（消費税を含めた価格をいう。以下この章において同じ。）であると誤認されないための措置を講じているときに限り、同法第63条の規定にかかわらず、税込価格を表示することを要しない。

- 2 前項の規定により税込価格を表示しない事業者は、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、自己の供給する商品又は役務の税込価格を表示する場合において、消費税の円滑かつ適正な転嫁のため必要があるときは、税込価格に併せて、消費税を含まない価格又は消費税の額を表示するものとする。

(不当景品類及び不当表示防止法の適用除外)

**第11条** 前条第3項の場合において、税込価格が明瞭に表示されているときは、当該消費税を含まない価格の表示については、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第5条の規定は、適用しない。

## 第五章 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

(届出に係る共同行為についての私的独占禁止法の適用除外)

**第12条** 私的独占禁止法の規定は、事業者が消費税を取引の相手方に円滑かつ適正に転嫁するため、事業者又は事業者団体が、公正取引委員会規則で定めるところにより、公正取引委員会に届出をしてする平成26年4月1日から平成33年3月31日までの間における商品又は役務の供給に係る次に掲げる共同行為（事業者団体がその直接又は間接の構成事業者に当該共同行為をさせる行為を含む。以下この条において同じ。）については、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるとき、事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにするとき、又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を維持し若しくは引き上げることとなるときは、この限りでない。

- 一 事業者又は構成事業者が供給する商品又は役務に係る消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為（その共同行為に参加している事業者の3分の2以上が中小事業者である場合又はその共同行為に係る事業者団体が、その構成事業者の3分の2以上が中小事業者であり若しくはその直接若しくは間接の構成員である事業者団体のそれぞれの構成事業者の3分の2以上が中小事業者であるものである場合に限る。）
- 二 事業者又は構成事業者が供給する商品又は役務に係る消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為

(法律の規定に基づいて設立された組合の事業に関する特例等)

**第13条** 法律の規定に基づいて設立された組合（組合の連合会を含む。以下同じ。）であって政令で定めるものは、当該法律の規定にかかわらず、当該組合の事業として前条に規定する共同行為をすることができる。この場合において、当該法律の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 2 公正取引委員会は、前項前段の政令で定める組合に係る前条の届出を受理したときは、遅滞なく、当該組合を所管する大臣に通知しなければならない。

## 第六章 雑 則

(国等の講ずる措置)

**第14条** 国は、今次の消費税率引上げに際し、事業者が行う消費税の円滑かつ適正な転嫁に資するよう、国民に対し、今次の消費税率引上げの趣旨、転嫁を通じて消費者に負担を求めるといふ消費税の性格及び政府の消費税の円滑かつ適正な転嫁に関する取組について、徹底した広報を行うものとする。

- 2 国は、今次の消費税率引上げに際し、この法律に違反する行為の防止及び是正を徹底するため、この法律に違反する行為に関する情報の収集、当該情報を国等に通報した者の保護等に関し万全の措置を講ずるものとする。
- 3 国及び都道府県は、今次の消費税率引上げに際し、この法律に違反する行為の防止及び是正を徹底するため、国民に対する広報、この法律に違反する行為に関する情報の収集、事業者に対する指導又は助言等を行うための万全の態勢を整備するものとする。

(報告及び検査)

**第15条** 公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官は、第3条の規定に違反する行為を是正するために必要があると認めるときは、特定事業者若しくは特定供給事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に特定事業者若しくは特定供給事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 内閣総理大臣、公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官は、第8条の規定に違反する行為を是正するために必要があると認めるときは、事業者に対しその表示に関する報告をさせ、又はその職員に事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。



消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法

- 3 前2項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(情報の提供)

- 第16条** 内閣総理大臣、公正取引委員会、主務大臣及び中小企業庁長官は、第3条又は第8条の規定に違反する行為の防止又は是正のため、相互に情報又は資料を提供することができる。
- 2 内閣総理大臣、公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官は、第3条又は第8条の規定に違反する行為の防止又は是正のために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、情報又は資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(公正取引委員会等への通知)

- 第17条** 国の行政機関の長又は地方公共団体の長は、第3条又は第8条の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、内閣総理大臣、公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官に対し、その事実を通知するものとする。

(主務大臣等)

- 第18条** この法律における主務大臣は、事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会（以下「大臣等」という。）とする。ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定める大臣等とする。
- 一 第4条に規定する指導又は助言及び第5条に規定する措置の求めに関する事項 特定事業者の事業を所管する大臣等
  - 二 第15条第1項に規定する報告の命令及び検査に関する事項（特定事業者に対するものに限る。） 特定事業者の事業を所管する大臣等
  - 三 第15条第1項に規定する報告の命令及び検査に関する事項（特定供給事業者に対するものに限る。） 特定供給事業者の事業を所管する大臣等
- 2 この法律による主務大臣の権限であって、前項の規定により内閣総理大臣の権限とされるもの（金融庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。）は、金融庁長官に委任する。
  - 3 内閣総理大臣は、この法律による権限（消費者庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

(都道府県が処理する事務)

- 第19条** この法律による主務大臣の権限及び前条第2項の規定により金融庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事その他の都道府県の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

- 第20条** この法律による主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。
- 2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第18条第2項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

## 第七章 罰 則

- 第21条** 第15条第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、50万円以下の罰金に処する。

**第22条** 法人（人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

## 附 則 抄

（施行期日）

**第1条** この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の施行の日前の政令で定める日（平成25年10月1日）から施行する。ただし、第14条第3項及び附則第3条の規定は、同日前の政令で定める日から施行する。

（この法律の失効）

**第2条** この法律は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

2 前項に規定する日までにした第3条又は第8条の規定に違反する行為については、第4条から第7条まで（これらの規定を第9条において読み替えて準用する場合を含む。）及び第15条から第20条までの規定は、同項の規定にかかわらず、同日後も、なおその効力を有する。

3 第1項に規定する日までにした行為及び前項の規定によりなおその効力を有することとされる場合における同日後にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同日後も、なおその効力を有する。

4 前2項に規定するもののほか、この法律の失効に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

# 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法施行令（平成25年9月13日政令第269号）

内閣は、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）第2条第3項第5号、第13条第1項、第19条及び第20条の規定に基づき、この政令を制定する。

（中小事業者の範囲）

**第1条** 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（以下「法」という。）第2条第3項第5号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数は、次の表のとおりとする。

	業 種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
一	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円	900人
二	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
三	旅館業	5,000万円	200人

（消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為をすることができる組合）

**第2条** 法第13条第1項前段の政令で定める組合（組合の連合会を含む。次項において同じ。）は、次のとおりとする。

- 一 輸入組合
- 二 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会
- 三 輸出水産業組合
- 四 内航海運組合及び内航海運組合連合会
- 五 生活衛生同業組合及び生活衛生同業小組合並びに生活衛生同業組合連合会
- 六 商工組合及び商工組合連合会

2 法第13条第1項の規定により前項第2号から第6号までに掲げる組合が法第12条に規定する共同行為をする場合においては、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）第101条第1号、輸出水産業の振興に関する法律（昭和29年法律第154号）第26条第1項第1号、内航海運組合法（昭和32年法律第162号）第74条第1号、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第70条第1号及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第112条第1号中「この法律」とあるのは、「この法律又は消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）」とする。

（都道府県が処理する事務）

**第3条** 法第4条及び第5条（これらの規定を法第9条において読み替えて準用する場合を含む。）、第15条第1項及び第2項、第16条並びに第17条の規定による国土交通大臣の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事が行うこととする。ただし、消費税の転嫁を阻害する行為に適正かつ効率的に対処するため特に必要があると認めるときは、国土交通大臣が自らその事務を行うことを妨げない。

- 一 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第2項に規定する建設業を営む者（同法第3条第1項の規定により国土交通大臣の許可を受けたものを除く。）に関する事務（第4号及び第5号に掲げるものを除く。）当該者の営業所（同法第3条第1項に規定する営業所をいう。）の所在地を管轄する都道府県知事
- 二 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第2号に規定する宅地建物取引業を営む者（同法第

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法施行令

3条第1項の規定により国土交通大臣の免許を受けたものを除く。)に関する事務 当該者の事務所(同項に規定する事務所をいう。)の所在地を管轄する都道府県知事

三 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第2条第2項に規定する不動産鑑定業を営む者(同法第22条第1項又は第26条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定により国土交通省に備える不動産鑑定業者登録簿に登録を受けたものを除く。)に関する事務 当該者の事務所の所在地を管轄する都道府県知事

四 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第7号に規定する浄化槽工事業者に関する事務 当該浄化槽工事業者が業を行う区域を管轄する都道府県知事

五 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第2条第12項に規定する解体工事業者に関する事務 当該解体工事業者が業を行う区域を管轄する都道府県知事

2 前項本文の場合においては、法中同項本文に規定する事務に係る国土交通大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

(権限の委任)

**第4条** 法第4条(法第9条において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第15条第1項及び第2項、第16条並びに第17条の規定による財務大臣の権限(国税庁の所掌に係るものを除く。)は、事業者の事務所又は事業所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)又は税関長に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 法第4条、第15条第1項及び第2項、第16条並びに第17条の規定による財務大臣の権限(国税庁の所掌に係るものに限る。)は、事業者の事務所又は事業所の所在地を管轄する国税局長(当該所在地が沖縄県の区域内にある場合にあっては、沖縄国税事務所長)又は税務署長に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

3 法第4条、第15条第1項及び第2項、第16条並びに第17条の規定による農林水産大臣の権限は、事業者の事務所又は事業所の所在地を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

4 法第4条、第15条第1項及び第2項、第16条並びに第17条の規定による経済産業大臣の権限は、事業者の事務所又は事業所の所在地を管轄する経済産業局長に委任する。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

5 法第4条、第15条第1項及び第2項、第16条並びに第17条の規定による国土交通大臣の権限は、事業者の事務所又は事業所の所在地を管轄する地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

6 法第4条、第15条第1項及び第2項、第16条並びに第17条の規定による環境大臣の権限は、事業者の事務所又は事業所の所在地を管轄する地方環境事務所長に委任する。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

7 法第18条第2項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち法第4条、第15条第1項及び第2項、第16条並びに第17条の規定による権限は、事業者の事務所又は事業所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

## 附 則 抄

(施行期日)

1 この政令は、法の施行の日(平成25年10月1日)から施行する。

## 「飲食料品」「飲食料品の譲渡」関連の法律（抄）

※第一編第十一章第1節二の1に関連する法律

**食品表示法**（平成25年6月28日法律第70号、最終改正平成26年6月13日法律第69号）

（定義）

**第2条** この法律において「食品」とは、全ての飲食物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品、同条第2項に規定する医薬部外品及び同条第9項に規定する再生医療等製品を除き、食品衛生法第4条第2項に規定する添加物（第4条第1項第1号及び第11条において単に「添加物」という。）を含む。）をいう。

2 この法律において「酒類」とは、酒税法（昭和28年法律第6号）第2条第1項に規定する酒類をいう。

3 この法律において「食品関連事業者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 食品の製造、加工（調整及び選別を含む。）若しくは輸入を業とする者（当該食品の販売をしない者を除く。）又は食品の販売を業とする者（以下「食品関連事業者」という。）
- 二 前号に掲げる者のほか、食品の販売をする者

**食品衛生法**（昭和22年12月24日法律第233号、最終改正平成26年6月13日法律第69号）

**第4条** この法律で食品とは、全ての飲食物をいう。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品は、これを含まない。

2 この法律で添加物とは、食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によって使用する物をいう。

3 この法律で天然香料とは、動植物から得られた物又はその混合物で、食品の着香の目的で使用される添加物をいう。

4 この法律で器具とは、飲食器、割ぼう具その他食品又は添加物の採取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列、授受又は摂取の用に供され、かつ、食品又は添加物に直接接触する機械、器具その他の物をいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取の用に供される機械、器具その他の物は、これを含まない。

5 この法律で容器包装とは、食品又は添加物を入れ、又は包んでいる物で、食品又は添加物を授受する場合そのまま引き渡すものをいう。

6 この法律で食品衛生とは、食品、添加物、器具及び容器包装を対象とする飲食に関する衛生をいう。

7 この法律で営業とは、業として、食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること又は器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することをいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取業は、これを含まない。

8 この法律で営業者とは、営業を営む人又は法人をいう。

9 この法律で登録検査機関とは、第33条第1項の規定により厚生労働大臣の登録を受けた法人をいう。

**食品衛生法施行令**（昭和28年8月31日政令第229号、最終改正平成27年3月31日法令第128号）

（営業の指定）

**第35条** 法第51条の規定により都道府県が施設についての基準を定めるべき営業は、次のとおりとする。

- 一 飲食店営業（一般食堂、料理店、すし屋、そば屋、旅館、仕出し屋、弁当屋、レストラン、カフェー、バー、キャバレーその他食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業をいい、次号に該当する営業を除く。）
- 二 喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。）
- 三 菓子製造業（パン製造業を含む。）
- 四 あん類製造業
- 五 アイスクリーム類製造業（アイスクリーム、アイスシャーベット、アイスキャンデーその他液体食品又

はこれに他の食品を混和したものを凍結させた食品を製造する営業をいう。）

- 六 乳処理業（牛乳（脱脂乳その他牛乳に類似する外観を有する乳飲料を含む。）又は山羊乳を処理し、又は製造する営業をいう。）
- 七 特別牛乳搾取処理業（牛乳を搾取し、殺菌しないか、又は低温殺菌の方法によって、これを厚生労働省令で定める成分規格を有する牛乳に処理する営業をいう。）
- 八 乳製品製造業（粉乳、練乳、発酵乳、クリーム、バター、チーズその他乳を主要原料とする食品（牛乳に類似する外観を有する乳飲料を除く。）を製造する営業をいう。）
- 九 集乳業（生牛乳又は生山羊乳を集荷し、これを保存する営業をいう。）
- 十 乳類販売業（直接飲用に供される牛乳、山羊乳若しくは乳飲料（保存性のある容器に入れ、摂氏115度以上で15分間以上加熱殺菌したものを除く。）又は乳を主要原料とするクリームを販売する営業をいう。）
- 十一 食肉処理業（食用に供する目的で食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第2条第1号に規定する食鳥以外の鳥若しくはと畜場法（昭和28年法律第114号）第3条第1項に規定する獣畜以外の獣畜をとさつし、若しくは解体し、又は解体された鳥獣の肉、内臓等を分割し、若しくは細切する営業をいう。）
- 十二 食肉販売業
- 十三 食肉製品製造業（ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するものを製造する営業をいう。）
- 十四 魚介類販売業（店舗を設け、鮮魚介類を販売する営業をいい、魚介類を生きているまま販売する営業及び次号に該当する営業を除く。）
- 十五 魚介類せり売営業（鮮魚介類を魚介類市場においてせりの方法で販売する営業をいう。）
- 十六 魚肉ねり製品製造業（魚肉ハム、魚肉ソーセージ、鯨肉ベーコンその他これらに類するものを製造する営業を含む。）
- 十七 食品の冷凍又は冷蔵業
- 十八 食品の放射線照射業
- 十九 清涼飲料水製造業
- 二十 乳酸菌飲料製造業
- 二十一 冰雪製造業
- 二十二 冰雪販売業
- 二十三 食用油脂製造業
- 二十四 マーガリン又はショートニング製造業
- 二十五 みそ製造業
- 二十六 醤油製造業
- 二十七 ソース類製造業（ウスターソース、果実ソース、果実ピューレー、ケチャップ又はマヨネーズを製造する営業をいう。）
- 二十八 酒類製造業
- 二十九 豆腐製造業
- 三十 納豆製造業
- 三十一 めん類製造業
- 三十二 そうざい製造業（通常副食物として供される煮物（つくだ煮を含む。）、焼物（いため物を含む。）、揚物、蒸し物、酢の物又はあえ物を製造する営業をいい、第十三号、第十六号又は第二十九号に該当する営業を除く。）
- 三十三 缶詰又は瓶詰食品製造業（前各号に該当する営業を除く。）
- 三十四 添加物製造業（法第11条第1項の規定により規格が定められた添加物を製造する営業をいう。）

**酒税法**（昭和28年2月28日法律第6号、最終改正平成28年6月3日法律第57号）

（酒類の定義及び種類）

**第2条** この法律において「酒類」とは、アルコール分一度以上の飲料（薄めてアルコール分一度以上の飲料

とすることができるもの（アルコール分が90度以上のアルコールのうち、第7条第1項の規定による酒類の製造免許を受けた者が酒類の原料として当該製造免許を受けた製造場において製造するもの以外のものを除く。）又は溶解してアルコール分1度以上の飲料とすることができる粉末状のものを含む。）をいう。

2 酒類は、発泡性酒類、醸造酒類、蒸留酒類及び混成酒類の四種類に分類する。

## 老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号、最終改正平成27年5月29日法律第31号）

（届出等）

**第29条** 有料老人ホーム（老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるもの（以下「介護等」という。）の供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与することを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、あらかじめ、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。

- 一 施設の名称及び設置予定地
- 二 設置しようとする者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 三 条例、定款その他の基本約款
- 四 事業開始の予定年月日
- 五 施設の管理者の氏名及び住所
- 六 施設において供与される介護等の内容
- 七 その他厚生労働省令で定める事項

- 2 前項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、変更の日から1月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 第1項の規定による届出をした者は、その事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 有料老人ホームの設置者は、当該有料老人ホームの事業について、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を作成し、これを保存しなければならない。
- 5 有料老人ホームの設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該有料老人ホームに入居する者又は入居しようとする者に対して、当該有料老人ホームにおいて供与する介護等の内容その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報を開示しなければならない。
- 6 有料老人ホームの設置者は、家賃、敷金及び介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除くほか、権利金その他の金品を受領してはならない。
- 7 有料老人ホームの設置者のうち、終身にわたって受領すべき家賃その他厚生労働省令で定めるものの全部又は一部を前払金として一括して受領するものは、当該前払金の算定の基礎を書面で明示し、かつ、当該前払金について返還債務を負うこととなる場合に備えて厚生労働省令で定めるところにより必要な保全措置を講じなければならない。
- 8 有料老人ホームの設置者は、前項に規定する前払金を受領する場合においては、当該有料老人ホームに入居した日から厚生労働省令で定める一定の期間を経過する日までの間に、当該入居及び介護等の供与につき契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合に当該前払金の額から厚生労働省令で定める方法により算定される額を控除した額に相当する額を返還する旨の契約を締結しなければならない。
- 9 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、有料老人ホームの設置者若しくは管理者若しくは設置者から介護等の供与を委託された者（以下「介護等受託者」という。）に対して、その運営の状況に関する事項その他必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該有料老人ホーム若しくは当該介護等受託者の事務所若しくは事業所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 10 第18条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による質問又は立入検査について準用する。
- 11 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第4項から第8項までの規定に違反したと認めるとき、入居

者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

12 都道府県知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

### 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年4月6日法律第26号、最終改正平成28年5月20日法律第47号） （サービス付き高齢者向け住宅事業の登録）

**第5条** 高齢者向けの賃貸住宅又は老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム（以下単に「有料老人ホーム」という。）であって居住の用に供する専用部分を有するものに高齢者（国土交通省令・厚生労働省令で定める年齢その他の要件に該当する者をいう。以下この章において同じ。）を入居させ、状況把握サービス（入居者の心身の状況を把握し、その状況に応じた一時的な便宜を供与するサービスをいう。以下同じ。）、生活相談サービス（入居者が日常生活を支障なく営むことができるようにするために入居者からの相談に応じ必要な助言を行うサービスをいう。以下同じ。）その他の高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供する事業（以下「サービス付き高齢者向け住宅事業」という。）を行う者は、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る賃貸住宅又は有料老人ホーム（以下「サービス付き高齢者向け住宅」という。）を構成する建築物ごとに、都道府県知事の登録を受けることができる。

2 前項の登録は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

3 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

#### （登録の申請）

**第6条** 前条第1項の登録（同条第2項の登録の更新を含む。以下同じ。）を受けようとする者は、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 商号、名称又は氏名及び住所
- 二 事務所の名称及び所在地
- 三 法人である場合においては、その役員の名
- 四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の名）
- 五 サービス付き高齢者向け住宅の位置
- 六 サービス付き高齢者向け住宅の戸数
- 七 サービス付き高齢者向け住宅の規模
- 八 サービス付き高齢者向け住宅の構造及び設備
- 九 サービス付き高齢者向け住宅の入居者（以下この章において単に「入居者」という。）の資格に関する事項
- 十 入居者に提供する高齢者生活支援サービス（状況把握サービス、生活相談サービスその他の高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスであって国土交通省令・厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）の内容
- 十一 サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者が入居者から受領する金銭に関する事項
- 十二 終身又は入居者と締結するサービス付き高齢者向け住宅への入居に係る契約（以下「入居契約」という。）の期間にわたって受領すべき家賃等（家賃又は高齢者生活支援サービスの提供の対価をいう。以下同じ。）の全部又は一部を前払金として一括して受領する場合にあっては、当該前払金の概算額及び当該前払金についてサービス付き高齢者向け住宅事業を行う者が返還債務を負うこととなる場合に備えて講



ずる保全措置に関する事項

十三 居住の用に供する前のサービス付き高齢者向け住宅にあつては、入居開始時期

十四 入居者に対する保健医療サービス又は福祉サービスの提供について高齢者居宅生活支援事業を行う者と連携及び協力をする場合にあつては、当該連携及び協力に関する事項

十五 その他国土交通省令・厚生労働省令で定める事項

2 前項の申請書には、入居契約に係る約款その他の国土交通省令・厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

**学校給食法**（昭和29年6月3日法律第160号、最終改正平成27年6月24日法律第46号）

（定義）

**第3条** この法律で「学校給食」とは、前条各号に掲げる目標を達成するために、義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食をいう。

2 この法律で「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。

**夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律**（昭和31年6月20日法律第157号、最終改正平成20年6月18日法律第73号）

（定義）

**第2条** この法律で「夜間学校給食」とは、夜間において授業を行う課程（以下「夜間課程」という。）を置く高等学校において、授業日の夕食時に、当該夜間課程において行う教育を受ける生徒に対し実施される給食をいう。

**特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律**（昭和32年5月20日法律第118号、最終改正平成20年6月18日法律第73号）

（定義）

**第2条** この法律で「学校給食」とは、特別支援学校の幼稚部又は高等部において、その幼児又は生徒に対して実施される給食をいう。

# 国税電子申告・納税システム(e-Tax)により利用可能な手続一覧(消費税)

## ○消費税確定申告等

	手 続 名	帳 票 名
1	消費税及び地方消費税申告(一般・個人)	消費税及び地方消費税の申告書(一般用) 消費税及び地方消費税の申告書別表(特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書) 付表1 旧・新税率別、消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用】 付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表 付表2-(2) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用】 消費税の還付申告に関する明細書(個人事業者用) 課税取引金額計算表(事業所得用) 課税取引金額計算表(事業所得用)【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用】 課税取引金額計算表(不動産所得用) 課税取引金額計算表(不動産所得用)【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用】 課税売上高計算表 課税売上高計算表【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用】 課税仕入高計算表 課税仕入高計算表【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用】 課税取引金額計算表(農業所得用) 課税取引金額計算表(農業所得用)【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用】 税理士法第33条の2第2項に規定する添付書面(平成20年9月1日以降提出分) 税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面(平成20年9月1日以降提出分) 税務代理権限証書(平成27年7月1日以降提出分)
2	消費税及び地方消費税申告(一般・法人)	消費税及び地方消費税の申告書(一般用) 消費税及び地方消費税の申告書別表(特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書) 付表1 旧・新税率別、消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用】 付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表 付表2-(2) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用】

		消費税の還付申告に関する明細書(法人用)
		電子申告及び申請・届出による添付書類送付書
		税理士法第33条の2第2項に規定する添付書面(平成20年9月1日以降提出分)
		税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面(平成20年9月1日以降提出分)
		税務代理権限証書(平成27年7月1日以降提出分)
3	消費税及び地方消費税申告(簡易課税・個人)	消費税及び地方消費税の申告書(簡易課税用)
		付表4 旧・新税率別、消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用】
		付表5 控除対象仕入税額の計算表
		付表5-(2) 控除対象仕入税額等の計算表【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用】
		課税取引金額計算表(事業所得用)
		課税取引金額計算表(事業所得用)【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用】
		課税取引金額計算表(不動産所得用)
		課税取引金額計算表(不動産所得用)【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用】
		課税売上高計算表
		課税売上高計算表【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用】
		課税取引金額計算表(農業所得用)
		課税取引金額計算表(農業所得用)【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用】
		税理士法第33条の2第2項に規定する添付書面(平成20年9月1日以降提出分)
		税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面(平成20年9月1日以降提出分)
		税務代理権限証書(平成27年7月1日以降提出分)
4	消費税及び地方消費税申告(簡易課税・法人)	消費税及び地方消費税の申告書(簡易課税用)
		付表4 旧・新税率別、消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用】
		付表5 控除対象仕入税額の計算表
		付表5-(2) 控除対象仕入税額等の計算表【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用】
		電子申告及び申請・届出による添付書類送付書
		税理士法第33条の2第2項に規定する添付書面(平成20年9月1日以降提出分)
		税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面(平成20年9月1日以降提出分)
		税務代理権限証書(平成27年7月1日以降提出分)

5	消費税及び地方消費税中間申告(個人)	消費税及び地方消費税の中間申告書
		税理士法第33条の2第2項に規定する添付書面(平成20年9月1日以降提出分)
		税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面(平成20年9月1日以降提出分)
		税務代理権限証書(平成27年7月1日以降提出分)
6	消費税及び地方消費税中間申告(任意)(個人)	消費税及び地方消費税の中間申告書
		税理士法第33条の2第2項に規定する添付書面(平成20年9月1日以降提出分)
		税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面(平成20年9月1日以降提出分)
		税務代理権限証書(平成27年7月1日以降提出分)
7	消費税及び地方消費税中間申告(法人)	消費税及び地方消費税の中間申告書
		電子申告及び申請・届出による添付書類送付書
		税理士法第33条の2第2項に規定する添付書面(平成20年9月1日以降提出分)
		税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面(平成20年9月1日以降提出分)
		税務代理権限証書(平成27年7月1日以降提出分)
8	消費税及び地方消費税中間申告(任意)(法人)	消費税及び地方消費税の中間申告書
		電子申告及び申請・届出による添付書類送付書
		税理士法第33条の2第2項に規定する添付書面(平成20年9月1日以降提出分)
		税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面(平成20年9月1日以降提出分)
		税務代理権限証書(平成27年7月1日以降提出分)
9	電子データ追加送信(法人消費税)	電子申告データ追加送信表
		消費税及び地方消費税の申告書別表(特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書)
		付表1 旧・新税率別、消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用】
		付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
		付表2-(2) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用】
		付表4 旧・新税率別、消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用】
		付表5 控除対象仕入税額の計算表
		付表5-(2) 控除対象仕入税額等の計算表【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用】
		消費税の還付申告に関する明細書(法人用)
		電子申告及び申請・届出による添付書類送付書

	税理士法第33条の2第2項に規定する添付書面（平成20年9月1日以降提出分）
	税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面（平成20年9月1日以降提出分）
	税務代理権限証書（平成27年7月1日以降提出分）

### ○消費税（個人）関係

手 続 名	帳 票 名
外国公館等に対する消費税免除指定店舗申請	外国公館等に対する消費税免除指定店舗申請書
	平成 年分の申告書等送信票（兼送付書）
個人事業者の死亡届出	個人事業者の死亡届出書
事業廃止届出	事業廃止届出書
消費税の納税義務者でなくなった旨の届出	消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書
消費税異動届出	消費税異動届出書
消費税課税期間特例選択・変更届出	消費税課税期間特例選択・変更届出書
消費税課税期間特例選択不適用届出	消費税課税期間特例選択不適用届出書
消費税課税事業者選択（不適用）届出に係る特例承認申請	消費税課税事業者選択（不適用）届出に係る特例承認申請書
消費税課税事業者選択届出	消費税課税事業者選択届出書
消費税課税事業者選択不適用届出	消費税課税事業者選択不適用届出書
消費税課税事業者届出（基準期間用）	消費税課税事業者届出書（基準期間用）
	相続・合併・分割等があったことにより課税事業者となる場合の付表
	平成 年分の申告書等送信票（兼送付書）
消費税課税事業者届出（特定期間用）	消費税課税事業者届出書（特定期間用）
消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請	消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請書
	平成 年分の申告書等送信票（兼送付書）
消費税課税売上割合に準ずる割合の不適用届出	消費税課税売上割合に準ずる割合の不適用届出書
消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例承認申請	消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例承認申請書
消費税簡易課税制度選択届出	消費税簡易課税制度選択届出書
消費税簡易課税制度選択不適用届出	消費税簡易課税制度選択不適用届出書
一般型輸出物品販売場許可申請	輸出物品販売場許可申請書（一般型用）
	平成 年分の申告書等送信票（兼送付書）
輸出物品販売場購入物品亡失証明・承認申請	輸出物品販売場購入物品亡失証明・承認申請書
輸出物品販売場廃止届出	輸出物品販売場廃止届出書
輸出物品販売場購入物品譲渡（譲受け）承認申請	輸出物品販売場購入物品譲渡（譲受け）承認申請書
消費税の更正の請求	消費税及び地方消費税の更正の請求書
	平成 年分の申告書等送信票（兼送付書）
	付表1 旧・新税率別、消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用】
	付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

	付表2-(2) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用】
	付表4 旧・新税率別、消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用】
	付表5 控除対象仕入税額の計算表
	付表5-(2) 控除対象仕入税額の計算表【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用】
	消費税の還付申告に関する明細書(個人事業者用)
消費税の更正の請求(平成24年4月1日以後開始する課税期間用)	消費税及び地方消費税の更正の請求書
	平成 年分の申告書等送信票(兼送付書)
	付表1 旧・新税率別、消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用】
	付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
	付表2-(2) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用】
	付表4 旧・新税率別、消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用】
	付表5 控除対象仕入税額の計算表
	付表5-(2) 控除対象仕入税額の計算表【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用】
	消費税の還付申告に関する明細書(個人事業者用)
消費税の更正の請求(平成26年4月1日以後終了する課税期間用)	消費税及び地方消費税の更正の請求書
	平成 年分の申告書等送信票(兼送付書)
	付表1 旧・新税率別、消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用】
	付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
	付表2-(2) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用】
	付表4 旧・新税率別、消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用】
	付表5 控除対象仕入税額の計算表
	付表5-(2) 控除対象仕入税額等の計算表【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用】
	消費税の還付申告に関する明細書(個人事業者用)
消費税の更正の請求(平成27年4月1日以後開始する課税期間用)	消費税及び地方消費税の更正の請求書
	平成 年分の申告書等送信票(兼送付書)
	消費税及び地方消費税の申告書別表(特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書)

	付表1 旧・新税率別、消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用】
	付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
	付表2-(2) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用】
	付表4 旧・新税率別、消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用】
	付表5 控除対象仕入税額の計算表
	付表5-(2) 控除対象仕入税額等の計算表【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用】
	消費税の還付申告に関する明細書(個人事業者用)
手続委託型輸出品販売場許可申請	輸出品販売場許可申請書(手続委託型用)
	平成 年分の申告書等送信票(兼送付書)
手続委託型輸出品販売場移転届出	手続委託型輸出品販売場移転届出書
	平成 年分の申告書等送信票(兼送付書)
任意の中間申告書を提出する旨の届出	任意の中間申告書を提出する旨の届出書
任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出	任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書
高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出	高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書

## ○消費税(法人)関係

手 続 名	帳 票 名
任意の中間申告書を提出する旨の届出	任意の中間申告書を提出する旨の届出書
任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出	任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書
外国公館等に対する消費税免除指定店舗申請	外国公館等に対する消費税免除指定店舗申請書
合併による法人の消滅届出	合併による法人の消滅届出書
事業廃止届出	事業廃止届出書
消費税の新設法人に該当する旨の届出	消費税の新設法人に該当する旨の届出書
消費税の特定新規設立法人に該当する旨の届出	消費税の特定新規設立法人に該当する旨の届出書
消費税の納税義務者でなくなった旨の届出	消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書
消費税異動届出	消費税異動届出書
消費税課税期間特例選択・変更届出	消費税課税期間特例選択・変更届出書
消費税課税期間特例選択不適用届出	消費税課税期間特例選択不適用届出書
消費税課税事業者選択(不適用)届出に係る特例承認申請	消費税課税事業者選択(不適用)届出に係る特例承認申請書
消費税課税事業者選択届出	消費税課税事業者選択届出書
消費税課税事業者選択不適用届出	消費税課税事業者選択不適用届出書
消費税課税事業者届出(基準期間用)	消費税課税事業者届出書(基準期間用)
	相続・合併・分割等があったことにより課税事業者となる場合の付表
消費税課税事業者届出(特定期間用)	消費税課税事業者届出書(特定期間用)
消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請	消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請書

消費税課税売上割合に準ずる割合の不適用届出	消費税課税売上割合に準ずる割合の不適用届出書
消費税会計年度等届出	消費税会計年度等届出書
消費税簡易課税制度選択(不適用)届出に係る特例承認申請	消費税簡易課税制度選択(不適用)届出に係る特例承認申請書
消費税簡易課税制度選択届出	消費税簡易課税制度選択届出書
消費税簡易課税制度選択不適用届出	消費税簡易課税制度選択不適用届出書
消費税法別表第三に掲げる法人に係る資産の譲渡等の時期の特例の承認申請	消費税法別表第三に掲げる法人に係る資産の譲渡等の時期の特例の承認申請書
消費税法別表第三に掲げる法人に係る資産の譲渡等の時期の特例の不適用届出	消費税法別表第三に掲げる法人に係る資産の譲渡等の時期の特例の不適用届出書
消費税法別表第三に掲げる法人に係る申告書の提出期限の特例の承認申請(基準期間用)	消費税法別表第三に掲げる法人に係る申告書の提出期限の特例の承認申請書(基準期間用)
消費税法別表第三に掲げる法人に係る申告書の提出期限の特例の承認申請(特定期間用)	消費税法別表第三に掲げる法人に係る申告書の提出期限の特例の承認申請書(特定期間用)
消費税法別表第三に掲げる法人に係る申告書の提出期限の特例の不適用届出	消費税法別表第三に掲げる法人に係る申告書の提出期限の特例の不適用届出書
一般型輸出物品販売場許可申請	輸出物品販売場許可申請書(一般型用)
輸出物品販売場購入物品亡失証明・承認申請	輸出物品販売場購入物品亡失証明・承認申請書
輸出物品販売場廃止届出	輸出物品販売場廃止届出書
輸出物品販売場購入物品譲渡(譲受け)承認申請	輸出物品販売場購入物品譲渡(譲受け)承認申請書
消費税及び地方消費税の更正の請求	消費税及び地方消費税の更正の請求書
震災特例法第42条第4項の規定に基づく消費税法第12条の2第2項不適用届出	震災特例法第42条第4項の規定に基づく消費税法第12条の2第2項不適用届出書
手続委託型輸出物品販売場許可申請	輸出物品販売場許可申請書(手続委託型用)
手続委託型輸出物品販売場移転届出	手続委託型輸出物品販売場移転届出書
高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出	高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書

### ○イメージデータで提出可能な添付書類(消費税確定申告(法人))

項目	添付書類の名称	税務署等が内容の確認のため、原本の提出等を求めることができる書類の有無
消費税及び地方消費税申告(一般用)	国等の特別会計に係る控除対象仕入税額の計算明細	無

### ○イメージデータで提出可能な添付書類(申請・届出等(消費税(個人)関係))

手続の名称	添付書類の名称	税務署が内容の確認のため、原本の提出等を求めることができる書類の有無
消費税異動届出 (消費税法第25条)	異動事項を証明する書類	無
消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請 (消費税法第30条第3項) (消費税法施行令第47条第1項)	本来の課税売上割合よりも、その事業者における事業内容等の実態を反映したものであり合理的であるとする理由及びその採用しようとする計算方法によった場合の見込み割合をできるだけ詳細に記載した別紙	無



輸出品物販売場許可申請 (消費税法施行令第18条の2第2項) (消費税法施行規則第10条第2項)	許可を受けようとする一般型輸出品物販売場の見取図等	無
手続委託型輸出品物販売場許可申請 (消費税法施行令第18条の2第2項) (消費税法施行規則第10条第2項)	許可を受けようとする手続委託型輸出品物販売場に係る特定商業施設の見取図等	無
手続委託型輸出品物販売場移転届出 (消費税法施行令第18条の2第3項) (消費税法施行規則第10条第4項)	移転しようとする手続委託型輸出品物販売場に係る特定商業施設の見取図等	無
輸出品物販売場購入物品亡失証明・承認申請 (消費税法第8条第3項) (消費税法施行規則第8条第2項)	亡失事実を明らかにする書類	無
消費税の更正の請求 (国税通則法第23条) (消費税法第56条) (地方税法附則第9条の4)	更正の請求の理由となった事実を証明する書類	有 (注)

(注) 法令の規定により原本の提出が必要とされている第三者作成の添付書類のみが対象となります。

#### ○イメージデータで提出可能な添付書類（申請・届出等（消費税（法人）関係））

手続の名称	添付書類の名称	税務署等が内容の確認のため、原本の提出等を求めることができる書類の有無
消費税異動届出 (消費税法第25条)	異動事項を証明する書類（定款の写し等）	無
消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請 (消費税法第30条第3項) (消費税法施行令第47条第1項)	本来の課税売上割合よりも、その事業者における事業内容等の実態を反映したものであり合理的であるとする理由及びその採用しようとする計算方法によった場合の見込み割合をできるだけ詳細に記載した別紙	無
消費税法別表第三に掲げる法人に係る資産の譲渡等の時期の特例の承認申請 (消費税法施行令第74条第3項)	①会計処理を明らかにする書類 ②定款等の写し	無
消費税法別表第三に掲げる法人に係る申告書の提出期限の特例の承認申請 (基準期間用) (消費税法施行令第76条第5項)	決算完結日が会計年度末日の翌日以後2か月以上経過した日であることを証明する書類	無
消費税法別表第三に掲げる法人に係る申告書の提出期限の特例の承認申請 (特定期間用) (消費税法施行令第76条第5項)	決算完結日が会計年度末日の翌日以後2か月以上経過した日であることを証明する書類	無
輸出品物販売場許可申請 (消費税法施行令第18条の2第2項) (消費税法施行規則第10条第2項)	許可を受けようとする一般型輸出品物販売場の見取図等	無

手続委託型輸出物品販売場許可申請 (消費税法施行令第18条の2第2項) (消費税法施行規則第10条第2項)	許可を受けようとする手続委託型輸出物品販売場に 係る特定商業施設の見取図等	無
手続委託型輸出物品販売場移転届出 (消費税法施行令第18条の2第3項) (消費税法施行規則第10条第4項)	移転しようとする手続委託型輸出物品販売場に 係る特定商業施設の見取図等	無
輸出品販売場購入物品亡失証明・承認申請 (消費税法第8条第3項) (消費税法施行規則第8条第2項)	亡失事実を明らかにする書類	無
消費税及び地方消費税の更正の請求 (国税通則法第23条) (消費税法第56条) (地方税法附則第9条の4)	更正の請求の理由となった事実を証明する書類	有 (注)

(注) 法令の規定により原本の提出が必要とされている第三者作成の添付書類のみが対象となります。